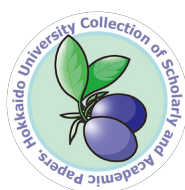




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ人類学会委員会の先祖の遺骨の倫理的な取り扱い方に関する最終報告書について
Author(s)	友永, 雄吾; Tomonaga, Yugo
Citation	アイヌ・先住民研究, 5, 135-140
Issue Date	2025-03-30
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.5.135
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94278
Type	departmental bulletin paper
File Information	08_5_p135-140.pdf



【資料紹介】

アメリカ人類学会委員会の 先祖の遺骨の倫理的な取り扱い方に関する 最終報告書について

American Anthropological Association, 2024, Final Report by the Commission for the Ethical Treatment of Human Remains.

友 永 雄 吾*
Yugo TOMONAGA

要 旨

本稿では、アメリカ人類学会が2024年6月に公表した「遺骨の倫理的な取り扱い方に関する最終報告書」について解説する¹。最初に、報告書が作成されるまでの経緯とその概要が述べられ、次に先住民コミュニティでの視察が紹介されるが、特に日本での視察に焦点が当てられる。さらに、報告書の指針や勧告に注目し、その意義について論じ、最後に遺骨返還の倫理に関する課題と今後の展望が示される。

キーワード：先住民の先祖の遺骨返還、倫理規定、アメリカ人類学会委員会の遺骨の倫理的な取り扱い方に関する報告

はじめに

本稿では、アメリカ人類学会が2024年6月20日に公表した「遺骨の倫理的な取り扱い方に関するアメリカ人類学会委員会（The Commission for the Ethical Treatment of Human Remains）の最終報告書」（以下、最終報告書と略）について解説する。その報告書の表紙は、琉球王国第一尚氏の墓として知られる百按司墓の写真で飾られている。

まず、最終報告書が作成されるまでの経緯とその概要について記述し、次いで、アフリカ系アメリカ人（以下、黒人と略）や先住民コミュニティでの視察について、とりわけ日本での視察部分を中心に紹介する。更に、その意義について指針と勧告に注目して述べ、最後に、最終報告書の課

* 龍谷大学 国際学部

1 本稿は、友永雄吾 2025「第5章連帯の声：遺骨の倫理的な取り扱いに関するアメリカ人類学会委員会の最終報告書について」琉球民族遺骨返還闘争記録集編集委員会 編『取戻さな! 我した琉球先祖ぬ骨神:琉球民族脱植民地化闘争の記録 一京大遺骨返還訴訟/沖縄県情報公開訴訟一』琉球館 230-235頁の内容を基に、加筆修正した。

題と展望を示す。

最終報告書は、全9部から成る本文（pp.1～44）と本文の3倍近いボリュームから成る補足資料A～E（pp.48～138）で構成されている。本文は、1. はじめに、2. 委員会構成、3. 既存の遺骨管理や保護のための法律と制度に関する議論、4. 沿革、5. アメリカ国内外の専門家、黒人と先住民族のコミュニティ（以下、子孫コミュニティと略）でのリスニング・セッション（以下、リスニング・セッションと略）、6. リスニング・セッションの要約とそこから分かったこと、7. 6つの指針、8. 5つの勧告、9. 結論と今後の展望、から構成されている。

最終報告書の作成までの経緯

最終報告書を作成するための委員会の設置が最初にアメリカ人類学会で議論されたのは、2021年5月であった。それは1985年5月にフィラデルフィアの黒人居住地で起きた爆破事件に関する報告書が2021年に提出されたことに由来する。爆破事件では、黒人の解放運動組織 MOVE の指導者たちと警官との係争中に、警官が投下した爆弾が爆破して創始者の男性と5人の子どもたちが犠牲となった。その遺体がペンシルバニア大学 Penn 博物館にて約36年のあいだ当事者の同意なく所蔵されていたのである。このため当該報告書では、Penn 博物館の動画展示で亡くなった一人の少年の骨が映し出されていたこと、プリストン大学の授業でその遺骨の一部が利用されていたこと、さらに遺骨を特定づけるための調査が一度も実施されていなかったことが曝された。こうした問題を放置したのが2名の生物人類学者であったことも当該報告書で非難されており、このためアメリカ人類学会は国内外の黒人と先住民族の遺骨の取り扱いや返還に関する倫理指針、制度、法律について徹底して調査する必要性が生じた。加えて、1990年代から全国的に整備されていた先住民族の遺骨返還の法制度化もあり、委員会の設置と最終報告書の公表に至ったのである。

委員会の委員は10人で構成され、そこには、生物考古学、法医学、考古学、解剖学、言語人類学、博物館学、文化人類学の専門家が選考された。当初は黒人や先住民族の委員が選出されていないとの非難があり、このため先住民族と黒人のバックグラウンドを持つアドバイザーが選出された。これらに4名の遺伝学者のアドバイザーと3名のアシスタントで構成する委員会が目指す使命は、人類学者、博物館、その他の研究機関が、研究者と子孫コミュニティの両方に関与することにより、遺骨、埋葬場所、副葬品を倫理的かつ敬意を持って慎重に取り扱いケアする方法について指導するためのアメリカ人類学会としての指針を起草することであった。

最終報告書の概要

最終報告書の「はじめに」（pp.2-6）では、先ず黒人と先住民族の遺骨が、欧米の白人によってどのように盗掘され、進化の過程で最も劣った「人種」としてカテゴリー化されてきたのかについて、啓蒙主義や植民地主義の歴史、社会ダーウィニズムや優生学思想にもとづいて概観する。一方で、

第2次大戦後にこうした科学や理論の破綻についてユネスコの「人種」に関する声明を例に言及し、それでもなお「人種」概念は残ったこと、その後は「人種」概念が集団遺伝学や21世紀のヒトゲノム計画によって、生物学的な決定論として再浮上したことが言及される。最後に、こうした「人種」にもとづく生物学的な決定論に対して、黒人や先住民族の人類学者や学芸員からの植民地主義の厳しい真実の語り、理論的な枠組みに加えて方法論の再考を含めた反論があり、脱植民地化、遺骨返還や賠償を求める文献が蓄積されている現状が述べられている。しかし、尚も博物館や教育機関は、世界中で犯罪のおよび考古学的な墓荒らし、その他の搾取的な手段をこうじて収集された祖先の遺骨の広範なコレクションを保持している。したがって、研究者、学芸員、教育者は、これらの遺骨とそれに関連する副葬品を同意なく収集し、展示し、研究を続けているとまとめている。

「既存の遺骨管理や保護のための法律と制度に関する議論」(pp.9-11)では、1989年に世界考古学会議にて採択された Vermillion Accord on Human Remains から、2003年にアメリカ自然人類学会が作成した Code of Ethics of the American Association of Physical [now Biological] Anthropologists (AABA)、更に2006年に世界考古学会が作成した Tamaki Makau-Rau Accord on the displaying human remains and sacred objects、2012年に再修正されたアメリカ人類学会の Code of Ethics of the American Anthropological Association (AAA)、2021年にアメリカ考古学会が採択した Society for American Archaeology (SAA) 2021 Statement Concerning the Treatment of Human Remains、古病理学協会が2024年に採用した Paleopathology Association Statement of Ethical Principles などが高められている。

最終報告書で最も注目に値するのが、米国内外の人類学者や黒人、先住民族の子孫コミュニティとの対話の機会を創出した点である (pp.14-30)。これはリスニング・セッションと表記され、2022年11月にシアトルでのアメリカ人類学会年次会議での意見聴取から翌年4月のアメリカ人類学会会員の遺伝学の専門家との面談。2022年12月の南アフリカのケープタウンでのセッション、2023年2月のオランダ世界博物館と英国ピットリバーズ博物館館長との会合、2023年5月のカナダのファースト・ネイション Huron-Wendat Nation とのバーチャル面談、2023年6月から7月の日本のアイヌ民族と琉球民族の会合、2023年8月のオーストラリア、クィーンズランド大学でのアボリジナルおよびトレス海峡諸島民との会合、2023年9月のセネガルのチェイク・アンタ・ディオップ大学と西アフリカ・リサーチセンターでの黒人研究者とのバーチャル面談、2023年9月のカナダ、エドモントンでのフィースト・ネイションとの会合をした。その後、2023年10月からはワシントンDC、2024年3月にはロサンゼルスにてアメリカ国内の研究者、黒人の代表、先住民族の代表との会合、さらには、2024年4月には若手研究者とのバーチャル面談、同年5月には遺伝学諮問委員会とのバーチャル面談を実施した。これらの面談や会合では以下の共通の質問がなされた。

- 1) 遺骨とはどういう意味か？
- 2) 遺骨と関連資料の取り扱いについてどのような懸念があるか？
- 3) 研究者、学芸員、教育者は、子孫コミュニティとどのように関わっていくべきか？
- 4) 子孫コ

コミュニティのメンバーについて、どのように理解しているか？ 5) 子孫コミュニティとのコラボレーションとはどういう意味か？ 6) どのようなコラボレーションが可能だと思うか？ 7) 遺骨や組織や血液のサンプルで研究を行うことができるのはどのような状況か？ 8) 遺骨や組織や血液のサンプルで研究を行ってはいけない状況とは何か？ 9) これらの決定を下すのに適切な機関とは何か？ 10) 遺骨の倫理的な扱いについて、他にどのような懸念があるか？

日本でのリスニング・セッションは、2023年6月から7月にかけてアメリカ人類学会の会員である太田好信氏（九州大学名誉教授）の取り計らいにより行われた。そこでは、最終報告書の作成委員マイケル・ブレイキー氏とサブリーナ・アガルワル氏が参加し、日本の研究者とアイヌ民族と琉球民族の当事者や子孫コミュニティの代表者と面会した。アイヌ民族と琉球民族は日本の先住民族としての認識を持っているが、日本政府はアイヌ民族のみを認めている。これは日本が単一民族国家とされ、多様性が伝えられてこなかったためである。19世紀から第二次世界大戦後にかけて、アイヌ民族や琉球民族の遺骨が国内外の研究者によって盗掘・分析され、現在も博物館や海外に保管されている。アイヌ民族と琉球民族は遺骨の返還を求めており、それを拒む文化財保護法に異議を唱えている。彼らは、地域的な帰属が不明な場合や、遺骨の二次埋葬が行われていない状況に懸念を示している。アイヌ民族の子孫たちは文化的・精神的な意味での遺骨返還も求めており、そのために大学への訴訟を行った。彼らは人類学者との交流に敬意が欠けていると感じており、コミュニティの許可と関係構築の必要性を訴えてもいる。琉球民族もアイデンティティの回復を目的に遺骨返還を京都大学に対して求め、訴訟をした。また琉球民族とアイヌ民族は、研究者に対して遺骨の尊厳を守り、研究に関してコミュニティが決定権を持つべきだと主張している。このため先祖の遺骨のDNA鑑定による研究に対しても反対している。また、コラボレーションによる研究モデルが存在せず、研究者に対する不信感が強いことも指摘している。このため研究者は過去に犯した先祖の遺骨盗骨に対して謝罪をするべきであり、そのうえでアイヌ民族と琉球民族とのコミュニケーションに基づく共同研究の重要性が強調されている。

6つの指針と5つの勧告

上記のリスニング・セッションの結果として6つの指針と5つの勧告が提案された。指針の1つ目は、先祖の遺骨に対する尊厳、2つ目は、人類学者と研究機関は遺骨を所有しておらず、研究は遺骨の所有集団とのインフォームド・コンセントがない限りできないこと、3つ目は、直系の子孫コミュニティが、先祖の遺骨、神聖な文化資料、組織、および化学的 / 分子的 DNA サンプルの管理に対する倫理的権利を持っていること、4つ目は、先祖の遺骨を取り扱うことが許可された者は、その直系の子孫やコミュニティとのコラボレーションが不可欠なこと、5つ目は、「学問の自由」とは「無制限のアクセス」を意味しないこと。6つ目は、先祖の遺骨は直系の子孫か子孫コミュニティの許可によってのみ倫理的に取得できること。

勧告は5つある。1つ目は、学問と科学の責任、2つ目は、教育の責任、3つ目は、研究の責任、4つ目は博物館キュレーションに関する責任、5つ目は法律上の責任である。

具体的には、(1) 学問と科学の責任においては、アメリカ人類学会（AAA）が過去と現在の人類学的な損害に対する謝罪を行い、遺骨の利用についての倫理的ガイドラインを強化することを求めている。そこでは、年次で「倫理の誓約」を署名させ、倫理ポータルを設置して問題を審査する体制を整備すること、研究者が遺骨の使用に対して子孫コミュニティの同意を得ることを義務づけること、また、遺骨や文化的資料のインベントリー作成や博物館の構造的改善を推進することが挙げられている。

次いで、(2) 教育の責任では、人類学を学ぶ学生に過去の人類学研究による損害を教え、子孫コミュニティの懸念やインフォームド・コンセントの原則を、教育カリキュラムに組み込むことが求められている。また、遺骨の識別を行う者は適切な訓練を受け、専門家の指導を仰ぐべきであり、人体組織を教育で使用する際は、その歴史的、文化的、倫理的背景を尊重して提供する必要性が述べられている。更に、十分な知識の蓄積や訓練ができていない子孫コミュニティでの研究は避けるべきであることも強調されている。

そして (3) 研究の責任について人類学者は、研究対象者の安全、尊厳、プライバシーを守り、遺骨発掘時には関係者に事前通知し、インフォームド・コンセントがない研究は中止し、詳細な同意を得る必要がある。また、遺骨の長期保存には同意と特定化が必要であり、研究価値の正と負の影響を比較検討するべきである。そのために、研究者は同意書に基づいた研究を実施し、倫理的問題に対応できる体制を整えるべきであると述べられている。

更に、(4) 博物館キュレーションの責任に関しては、倫理原則に従い、デジタル資料は非公開の保護空間においてのみ取り扱われ、遺骨や文化遺物のインベントリーでは透明性を保つため、コレクションの名称変更などは、子孫コミュニティとの共同で行われるべきであるとされる。

最後に、(5) 法律上の責任についてアメリカ人類学会は、会員に遺骨や副葬品に関する法令の遵守を義務づけ、立法が不作為の場合は、アメリカ人類学会とその会員は強力な法的保護の確立を支持すべきであると提唱されている。

おわりに

上述の法律と制度に関する議論では主に、先祖を尊敬し、彼らの尊厳や正義の回復、インフォームド・コンセントに基づく協力や協働、説明責任などの遺骨と副葬品を扱う際の倫理原則が詳述されていた。また、リスニング・セッションを通じては次の点が浮かび上がった。まず、先祖の遺骨は神聖であり、尊重されるべきであること。次いで、遺骨や埋葬品の扱いについては、その文化的背景に従って決定されるべきであること。特に、インフォームド・コンセントが重要であり、遺骨の扱いにおいては、子孫コミュニティが主要な決定権を持つべきであること。更に、多くの子孫コ

コミュニティが、研究者や研究機関が遺骨を所有することに反対しており、遺骨の扱いは倫理的なガイドラインに従うべきだと強調していること。また、アメリカ、オーストラリア、カナダ、日本の先住民族や黒人の子孫コミュニティとの間に信頼を築くことの重要性と、コラボレーションを前提とした決定権を求めていること。子孫コミュニティは、研究者が自己の利益のために代表者を選ぶことを避け、透明性を保つことが必要だとも述べている。最後に、研究者が過去の不正行為に対して謝罪し、倫理的な実践プロジェクトの確立を主張している。

上記を踏まえての原則は、学問、教育、研究、博物館キュレーション、法律に対するアメリカ人類学会としての責任が示されている。そこでは研究者の責任が問われており、それは学問の知識探求ではなく、人間の尊厳の遵守であり、「真実なくして和解はなく、真実の一部は、歴史的な先住民族と黒人に対する遺骨への危害を認め、謝罪する」(p.8) ことである。

参考文献

The Commission for the Ethical Treatment of Human Remains American Anthropological Association, Final Report, American Anthropological Association, 2024 (<https://www.americananthro.org/wp-content/uploads/tcethr-report-2024-06.pdf>)

(閲覧日 2024年6月30日)

友永雄吾 2025 「第5章連帯の声：遺骨の倫理的な取り扱いに関するアメリカ人類学会委員会の最終報告書について」琉球民族遺骨返還闘争 記録集編集委員会 編『取り戻さな! 我した琉球先祖ぬ骨神:琉球民族脱植民地化闘争の記録 一京大遺骨返還訴訟/沖縄県情報公開訴訟一』琉球館 230-235頁